

平成18年春季全国火災予防運動実施要綱の取扱いについて

1 住宅防火対策の推進

(1) 改正消防法の施行を踏まえた住宅用火災警報器等の設置促進

消防法改正により、新築住宅については平成18年6月1日から、既存の住宅については市町村条例で定める日から住宅用火災警報器等の設置及び維持が義務付けられることとなったことを踏まえ、住宅用火災警報器等の設置を一層促進するものとする。

(2) 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進

家庭における出火防止や消火・避難等の対策を効果的に行うためには、住宅用火災警報器のみならず、安全装置が設置されている暖房器具・調理器具や燃えにくいカーテン等の防災物品及び寝具・衣類等の防災製品の使用、消火のための住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具、住宅用自動消火装置、住宅用スプリンクラー設備などの設置が有効であることから、これらの普及を積極的に推進するものとする。

また、これらの住宅用防災機器等の普及にあたって、住宅防火対策推進協議会のホームページ(<http://www.jubo.go.jp/index2.html>)に住宅用防災機器等の取扱い店リストが掲載されているので積極的な活用を図るものとする。

(3) 消防団、婦人防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進

住宅防火の推進にあたっては、地域に根ざした消防団、婦人防火クラブ等と連携して防火訪問を実施するなど、地域住民が主体となって組織的に広報・普及啓発活動に取り組むものとする。

(4) 地域の実情に即した広報の推進と具体的な対策事例等の情報提供

住宅防火の推進にあたっては、地域住民が日頃から接している各種のメディアを積極的かつ効果的に活用するとともに、展示会等の開催や、町内会・自治会等の公共的団体の地域の会合を活用する等して、地域に密着した親しみやすい広報を実施するものとする。

また、広報内容については、住宅防火対策推進協議会のホームページ、パンフレット、広報用の素材集及び当庁が作成した住宅用火災警報器のCM等を活用し、住宅火災の現況、住宅防火対策の必要性、具体的な対策事例及び住宅用防災機器等の普及に必要な情報を工夫して提供するものとする。

(5) 高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

一人暮らしの高齢者等で身体病弱又は要介護状態等にあるため緊急事態に機敏に行動することが困難な災害時要援護者について、福祉関係部局や地域の福祉協力者等が

地域単位で協力・連携して情報を把握するとともに、地域が主体となって各種対策に重点的に取り組むものとする。

具体的には、要援護者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者や防火クラブ員等に対して火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかけるものとする。また、独居世帯、高齢者や障害者等が居住する住宅について、訪問診断を重点的に実施するものとし、その際、住宅用火災警報器等の設置及び維持の必要性とその効果について特に重点的に説明を行うものとする。

2 認知症高齢者グループホーム等高齢者等が入居する防火対象物の防火安全対策の推進

(1) 防火安全意識の啓発と法令遵守の徹底

高齢者等が多数入居する防火対象物における防火安全のためには、まず、防火管理意識の啓発を図ることが必要である。火災が発生した際の危険性について施設の関係者に十分周知し、消火、通報及び避難の重要性等について啓発するとともに、必要となる消防用設備等の設置及び維持管理、避難経路における物品の存置がなされないように管理すること等、法令遵守の徹底を図るものとする。

(2) 防火対象物の実態や入居者の実情に応じた防火安全指導の推進

高齢者等が多数入居する防火対象物における防火安全対策を推進するためには、当該防火対象物における法令違反が認められない場合であっても、防火対象物の状況や入居者の実態に応じた防火安全指導を行うことが重要である。

このため、認知症高齢者グループホーム等入居者の中に認知症高齢者や要介護度の高い者が多数含まれていたり、建物の各居室から屋外等の安全性の高い場所に避難するのに比較的長い時間を要する等の場合において、当該施設の職員数等を考慮し、火災時の初期消火、避難誘導等の初期対応を実施する上で十分な状況にあるか検討し、これらに遅れが生ずる可能性が高い場合は、出火原因及び延焼拡大要因として想定されるものを可能な限り排除する、ソファや寝具等に防災製品を使用する、自動火災報知設備を設置し火災の早期発見に努める等の対応について検討し、適切な対応を講ずるよう指導するものとする。

3 放火火災・連続放火火災防止対策の推進

(1) 「放火火災防止対策戦略プラン」を活用した放火火災に対する地域の対応力の向上

放火されない環境づくりを推進するためには、地域住民一人ひとりが積極的に放火火災に対する注意を心がけることはもとより、関係行政機関、関係団体、町内会及び住民等地域が一体となって、一過性の対策ではなく継続的に取り組むことが重要である。実施にあたっては、「放火火災防止対策戦略プラン」(平成16年12月)を積極的に活用し、常日頃より、目標の設定、現状分析、達成状況評価というサイクルで、

地域全体の安心・安全な環境が確保されるような取組みを継続的に行い、放火火災に対する地域の対応力を向上させるものとする。

その際、関係行政機関・団体、町内会及び住民等がそれぞれの立場において取り組むよう指導するとともに、地域特性に応じた放火防止モデル地域の設定、学校・自治会等における対象別・環境別火災予防教育の実施や、放火火災予防診断、座談会等の実施など地域の実情に応じた戦略プランの展開を行うものとする。

なお、「放火火災防止対策戦略プラン」については、当庁ホームページ（http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_6.html）にも掲載されているので活用を図ること。

（２）物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底

物品販売店舗においては、死角となりやすいトイレ、バックヤード、階段等の可燃物等の整理整頓の徹底、避難経路の確実な確保、従業員や警備員による巡回の強化、放火監視機器等の設置増強など防火安全対策の徹底に努めるよう積極的に指導するものとする。

また、放火火災防止対策強化中である旨又は放火監視機器による監視中である旨の注意喚起表示を積極的に行うよう併せて指導するものとする。

（３）放火火災・連続放火火災による被害の軽減対策の実施

放火火災は、死角となる場所や深夜に発生することが多く、発見の遅れによって被害が拡大するおそれがあることを周知し、放火監視機器や炎感知器、消火器具等の設置を指導するとともに、必要に応じ街灯の増設、侵入監視センサー、警報器、センサー付き照明灯等の防火・防犯装置の設置を促進するものとする。

特に、放火が多発する地区等にあっては、可燃物を放置しない等の地域の環境整備はもとより、関係機関との連携を図り、重点警戒を実施するなど、地域の実情に応じた効果的な対策を講ずるよう指導するものとする。

また、自動車や自転車のボディカバーに放火される例も多発していることから、これらの防災製品について情報提供を行い使用を促進するものとする。

４ 林野火災予防対策の推進

（１）林野周辺住民、入山者等の防火意識の醸成

林野火災の出火原因としては、たき火、たばこ及び火入れによるものが過半数を占めているが、この時季は、春を迎えての火入れの開始、入山者の増加等が見込まれることから、林野周辺住民、入山者等の防火意識の醸成を図るものとする。

（２）火災警報発令中における火の使用制限の徹底

消防法第２２条第３項の規定に基づき、火災に関する警報が発せられたときは、火入れ・たき火の禁止等、火災予防条例に定める火の使用制限の徹底を図るとともに、監視及び広報パトロールを強化するなどして出火防止に努めるものとする。

(3) 火入れに際しての手続き等の徹底

火入れの相談があった場合又は情報を入手した場合は、関係行政部局と連携を密にし、関係者に対して森林法（昭和26年法律第249号）第21条第1項本文に規定する市町村長の許可を受けて、その指示に従うよう指導するとともに、火災予防及び火災の警戒上必要な措置について徹底を図るよう指導するものとする。

(4) 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化

林野所有者等に対し、林野の適切な管理及び監視活動の徹底を図るよう指導を強化するとともに、林業関係者と連携を密にし、地域の実情に即した火災予防対策を講じるよう努めるものとする。

5 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

(1) 火災予防広報の実施

乾燥時及び強風時には、火災発生危険が大きいこと、並びにいったん火災になると大火となる危険性が大きいこと等を、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等の各種媒体を通じて、地域住民に十分周知・理解されるよう効果的な広報活動を展開するものとする。

(2) たき火等を行う場合の消火の準備及び監視の励行

たき火、軽微なごみ焼却等を行う場合には、周囲に可燃物のない場所で消火バケツ等の消火用具を備えて実施するとともに、完全に火が消えるまで目を離さないよう広く呼びかけるものとする。

また、強風時には、たき火等を行わないよう徹底を図るものとする。

(3) 火気取り扱いにおける注意の徹底

この時季は、わずかの火源から火災となることが多いので、火気の手扱いは細心の注意を払うよう、あらゆる機会を通じて呼びかけるものとする。特に、たき火の不始末、火のついたたばこの吸殻の投げ捨て、野焼きの拡大、子供の火遊びなどによる火災が多く発生していることから、注意を徹底するよう指導するものとする。

(4) 工事等における火気管理の徹底

工事中は、溶接機、切断機などの使用に伴う接炎や火花の飛散等により火災が発生しやすいことから、これらの機器を使用する場合には、付近の可燃物の除去等の措置及び作業後の点検の励行等について、工事関係者に対する指導を徹底するものとする。

6 車両火災予防運動の推進

平成16年の車両火災の原因をみると、放火及び放火の疑いによるものが全体の23.3%を占めていることから、車両火災の防止と被害の軽減を図るため、防災製品である車両カバーの使用等について普及促進を図るものとする。

また、駅舎等における防火安全対策の徹底を図るため、初期消火、通報及び避難訓練の実施等について、鉄道関係者に対する指導を行うものとする。

7 地域の実情に応じた重点目標の取扱い

火災予防運動の実施にあたっては、上記のほか、地域における火災発生状況、火災特性、消防事情等に配慮し、必要に応じて重点目標を選定、追加するなど、地域の実情に応じた運動を展開するものとする。

特に、小規模雑居ビル、量販店等の消防法令違反対象物に関する危険性の周知については、防火講習会や各種イベント等の機会を捉え、防火安全に係る啓発を積極的に図っていくこととする。

また、最近、配線又は配線器具からの出火が急速に増えていることから、電気配線等の交換や維持管理、正しい使用方法の徹底など電気火災の予防対策の推進を図っていくこととする。

(1) 地域における防火安全体制の充実

- ア 消防団、婦人防火クラブ及び自主防災組織の整備充実
- イ 在日外国人に対する火災予防広報の実施

(2) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ア 防火管理体制の充実
- イ 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底
- ウ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の推進
- エ 違反のある特定防火対象物、小規模雑居ビル等に対する違反是正指導の推進
- オ 避難・消火困難な物品販売店舗における防火安全対策の徹底
- カ 文化財建造物等の防火安全対策の徹底
- キ 工事中の防火対象物の防火安全対策の徹底

(3) 小規模雑居ビル等の消防法令違反対象物の危険性の周知徹底

- ア 地域の実情に即した広報の推進
- イ 被災時における注意点等の広報等、利用者の防災意識の高揚

(4) 大規模産業施設の安全確保

- ア 当該施設の実態把握

- イ 当該施設で取り扱う危険性物品（廃棄物の処理・加工品を含む）の把握
- ウ 当該施設に係る防火安全対策の徹底

（５）電気火災予防対策の推進

- ア 電気配線の適切な維持管理
- イ 老朽化した電気器具や電気配線の交換の推進
- ウ 電気器具、電気配線の正しい使用の徹底

（６）消火器の適切な維持管理

- ア 消火器の不適切点検に係る予防策の周知及びトラブル情報の伝達体制の再確認
- イ 老朽化消火器の一斉回収等による適切な回収の推進

８ その他

- （１）「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」（別紙参照）については、従来から住宅における出火防止のため、国民が特に留意すべき事項として定め重点的に広報してきたものであり、一般的な防火意識の高揚を図るために、地域の実情を踏まえ、必要に応じて活用すること。
- （２）「温風暖房機の事故に係る注意喚起について」（平成17年12月21日付け消防予第401号）の別紙2に示す対象製品について、地域住民への当該機器の危険性の周知徹底等をお願いしたところであるが、地域住民への周知にあたっては、本運動中に実施する訪問診断等の機会を有効に活用すること。
- （３）平成17年春季全国火災予防運動時において、放火火災防止対策戦略プランの一環として実施した「評価シート」については、その全数を報告いただいたところであるが、平成18年春季全国火災予防運動時における当該シートの報告については、追って連絡する予定であること。